

認可地縁団体の手引き

令和 8 年 1 月

東根市総務部庶務課

1. 地縁による団体とは

地縁による団体（以下「地縁団体」という。）は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」として、地方自治法第260条の2に規定されています。

東根市では、市内各行政区などが、主にこの対象と考えられます。

2. 制度創設の目的

自治会が所有する土地や集会施設等の登記名義については、当該自治会の代表者個人名義又は役員等の共有名義であり、自治会名での不動産登記は認められていなかったため、当該名義人が死亡した場合などによる名義変更や相続などに問題が生じていました。

このような問題を受け、所定の手続を取ることで自治会の法人格取得を認め、団体名義での不動産登記を可能にするために、創設された制度です。（平成3年地方自治法の法改正より）

また、令和3年施行地方自治法の法改正より、認可の目的について、不動産等の保有を前提としないものに見直され、不動産等の保有（保有予定）の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため、市町村長の認可を受けることが可能となりました。

3. 法人格取得のために

（1）認可

地縁団体が法人格を得るために、当該団体が存する区域を包括する自治体の首長（東根市長）の認可が必要となります。法務局への法人登記等のその他の手続は、一切必要とされません。

（2）告示

認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁団体が法人格を得たことを対抗できることになります。

（3）認可要件

市長が認可するための要件は、次の4つになります。

① 地縁団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

→ 認可を申請する地縁団体が、特定の活動ではなく広く地域的な共同活動を行うことを目的とすることを団体規約に明記することが必要となります。
「現にその活動を行っていると認められる」ための証書は、総会に提出された前年度の実績報告書で良いとされています。

② 地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

→ 地縁団体の区域は、その団体が安定的に存在している現況によることとされています。その理由は、この制度の趣旨として、現に存する自治会等について、当該団体が地域的な共同活動を円滑に行うことができるようすることを目的としているからです。

さらに、団体の構成員のみならず市内の他の住民にとってもその区域が認識できるよう、客観的に明らかな形で画されている必要があります。

③ 地縁団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

→ 「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず、区域に住所を有する個人すべて」であり、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められておりません。

また、「相当数」の判断は、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ね「相当数」とみなされます。

④ 規約を定めていること。

→ 地方自治法第 260 条の2第3項に規定されている以下の事項について、定められていなければなりません。

- i) 目的
- ii) 名称
- iii) 区域
- iv) 主たる事務所の所在地

- v) 構成員の資格に関する事項
- vi) 代表者に関する事項
- vii) 会議に関する事項
- viii) 資産に関する事項

4. 認可申請を行う前に

現在の規約に基づき総会を開催し、認可申請を行うかどうかの議決を得る必要があります。

また、総会に諮る案件として、申請に必要となる以下の重要事項について、事前に決定しておくことも必要となります。

(1) 規約の確定

認可を受けるために必要な事項を整備し、決定しなければなりません。

(2) 構成員の確定

認可申請には構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数の者が構成員となっているかを判断します。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うこととなっています。

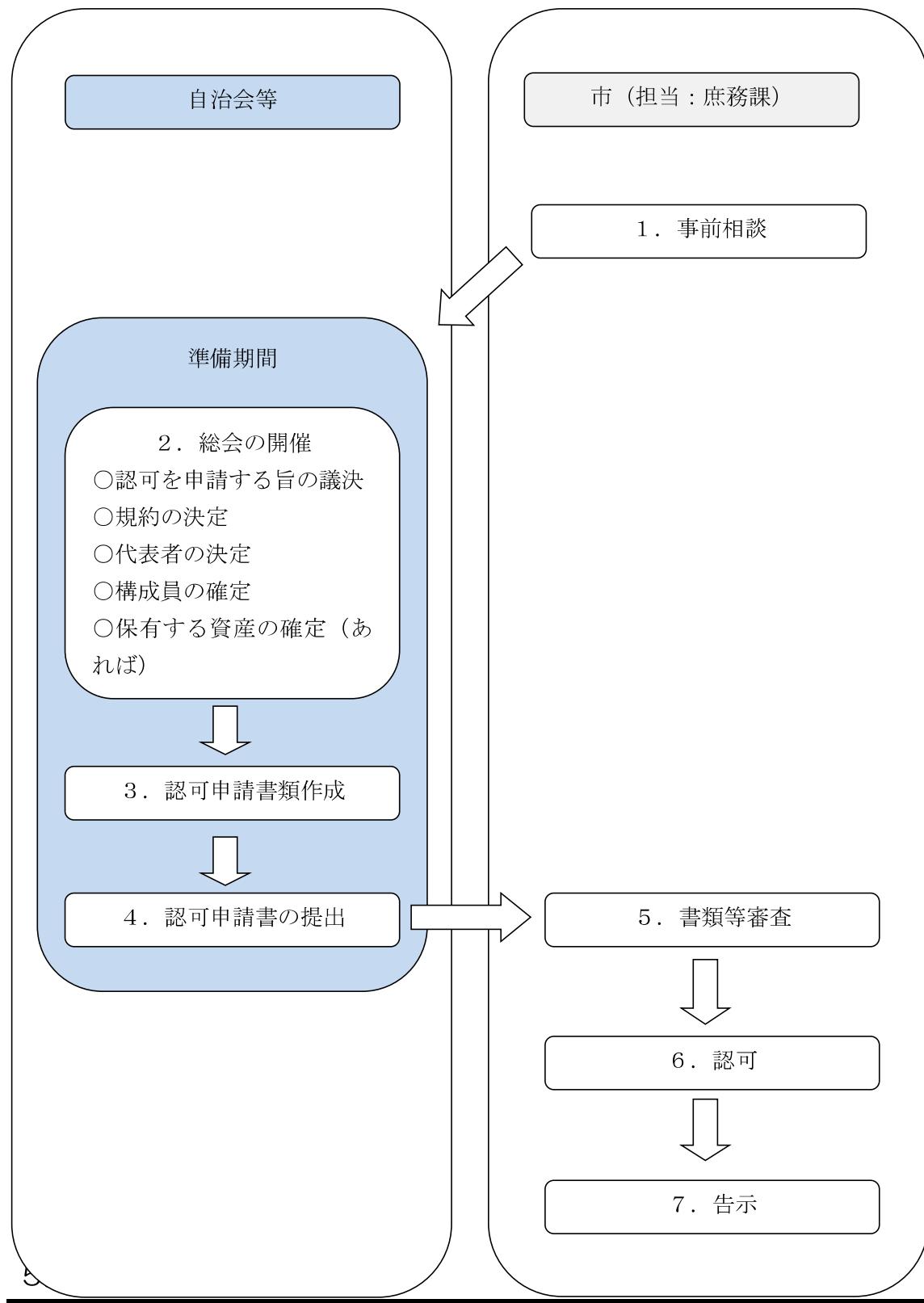
(4) 保有資産の確定

保有する予定の資産も含めて、保有資産の確定をします。

i) 保有資産目録

財産目録は法第 260 条 4 に基づき、設立時及び毎年 1 月から 3 月までに作成することとなっています。

認可手続の流れ



認可申請に必要な書類等は、以下のとおりです。

(1) 認可申請書

申請日は、実際に認可申請書を提出する年月日を記載してください。

(2) 規約

規約には、 i) 目的、 ii) 名称、 iii) 区域、 iv) 主たる事務所の所在地、 v) 構成員の資格に関する事項、 vi) 代表者に関する事項、 vii) 会議に関する事項、 viii) 資産に関する事項を定めてください。

また、 ix) 規約の変更に関する事項、 x) 解散に関する事項、 xi) 残余財産の処分に関する事項についても定められていることが望ましいとされています。

(3) 認可を申請することについて、総会で議決したことの証する書類

認可申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもので良いとされています。（総会議事録の写し又は抄本）

(4) 構成員の名簿

構成員の住所・氏名を記載したものです。名簿は世帯主だけではなく、未成年者を含め、自治会等を構成する全世帯員の住所・氏名が必要となります。

(5) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等（前年度の総会資料）で良いと考えられています。ただし、報告書の内容として、具体的な活動が分かる程度の記載は必要となります。

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

以下の2点の書類について必要となります。

- i) 申請者を代表者として選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの
- ii) 申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾等の写しで、申請者本人の署名又は記名押印のあるもの

6. 認可について

認可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可及び告示を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなりますので、法務局への登記は必要ありません。（不動産登記については、司法書士、法務局等にお問い合わせください。）

7. 認可地縁団体の義務

（1）告示事項の変更（地方自治法第260条の2第11項）

代表者、主たる事務所、規約に定める目的、区域等、告示された事項に変更があった場合には、市長への届出が必要となります。

（2）規約の変更（地方自治法第260条の3第2項）

規約を変更する場合には、総会で議決後（総会において、総構成員の4分の3以上の同意が必要）、市長の認可が必要となります。

なお、規約のうち、団体の名称、主たる事務所、規約に定める目的、区域等を変更した場合は、告示事項変更の手続も必要になります。

※規約の変更をされる場合は、事前に総務部庶務課行政係へご連絡ください。

（3）総会の開催

認可地縁団体は、少なくとも毎年1回、総会をしなければなりません。原則として、認可地縁団体の構成員は各々1個表決権を有することになりますので、世帯単位で1票とすることはできません。

総会に出席ができない場合は、委任状により事前にほかの会員に委任することにより決議を行う必要があります。

《書面又は電磁的方法による総会の開催について》

令和4年の地方自治法の改正により本来であれば対面の総会で議決すべき事項を、総会を省略し、書面又は電磁的方法により議決を行うことが可能になりました。

ただし、書面又は電磁的方法により決議することについて、構成員のうち、一人でも反対意見がある場合は、総会を省略することはできません。

（※電磁的方法とは、電子メールやオンライン会議等を指します。）

次ページのどちらかの方法で決議を行ってください。

i) 総会の省略について、承諾を得てから決議を行う方法（法第 260 条の 19 の 2 第 1 項）

本来であれば総会において決議すべき事項について、総会を開催せずに、書面又は電磁的方法により決議を行う場合は、回覧等で構成員全員に総会省略にかかる意思確認を行います。

構成員全員の承諾が得られた場合には、総会を省略することができます。決議事項について賛否を問い合わせ、書面又は電磁的方法により決議を行います。

この場合、通常どおりの表決要件が適用されます。

ii) 総会の省略について、承諾を得ることと、議案の決議を同時に行う方法（法第 260 条の 19 の 2 第 2 項）

本来であれば総会において決議すべき事項について、構成員全員の合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成が得られた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなされます。

この場合、決議事項についての決議要件は構成員全員の賛成が必要となり、一人でも反対がある場合には総会を開催し討議しなければなりません。

8. 認可地縁団体に係る税金

認可地縁団体は法人格を付与された団体となるため、法人市民税、法人県民税の納付義務が課せられますが、減免措置等の詳細については、各お問い合わせ先でご確認ください。

- | | | |
|---------|---------------|--------------|
| ・ 法人市民税 | 東根市総務部税務課市民税係 | 0237-42-1111 |
| ・ 法人県民税 | 山形県村山総合支庁課税課 | 023-621-8400 |

9. 認可の取り消しと解散

(1) 取り消し（地方自治法第 260 条の 2 第 14 項）

認可地縁団体が次に掲げる事由に該当することとなったときは、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・ 認可要件のいずれかを欠くことになったとき
- ・ 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散（地方自治法第260条の20）

認可地縁団体は次に掲げる事由により解散します。市長による解散告示を必要とするため、市長に対して届出が必要となります。

- ・ 規約に定めた解散事由の発生
- ・ 破産手続開始の決定
- ・ 許可の取り消し
- ・ 総会の決議
- ・ 構成員が欠け、相当数（過半数）に満たなくなったとき

※認可地縁団体を解散する場合は、事前に総務部庶務課までご連絡ください。

10. 認可地縁団体の印鑑登録・廃止

認可告示後の手続として、認可地縁団体としての印鑑登録が可能となります。必要に応じて手続を行ってください。

認可地縁団体にかかる印鑑登録の手續ができる人は、認可地縁団体の代表者本人又は代理人となります。代理人による申請の場合は、委任状が必要です。

認可地縁団体の印鑑登録申請に必要な書類等は以下のとおりです。

(1) 認可地縁団体印鑑登録申請書

(2) 代表者個人の印鑑登録証明書1通（発行から3か月以内）及びその印鑑

(3) 登録しようとする認可地縁団体の印鑑（持参）

(4) 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）

以下の印鑑は登録できませんので、ご注意ください

- ・ ゴム印その他印形が変形しやすいもの
- ・ 陰影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・ 陰影を鮮明に表しにくいもの
- ・ 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

※印鑑登録を紛失・破損したときは、印鑑登録の抹消の手續が必要です。手続き等の詳細については、庶務課行政係へご連絡ください。

10. その他

認可告示後の地縁団体台帳証明書、印鑑登録後の印鑑登録証の発行は、1通につき400円です。

ご不明な点やこれから認可申請を行おうとする際の事前相談など、総務部庶務課までお問い合わせください。

【提出書類一覧】

●認可申請

	提出書類	留意点
1	認可申請書 (P12.13 参照)	
2	規約	事前相談
3	構成員名簿	構成員全員の氏名・住所が記載されているもの
4	総会議事録の写し (P14 参照) 又は議決調書 (P15~18 参照)	議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの ※議決調書の場合は総会資料も添付
5	総会資料	前年度の事業活動報告（具体的な活動内容）が分かるもの
6	承諾書（議決調書の場合は不要）(P19.20 参照)	新代表者の署名又は記名押印があるもの
7	保有（予定）財産目録 (P21~24 参照)	（保有する予定の）財産がある場合のみ

●代表者変更

	提出書類	留意点
1	告示事項変更届出書 (P25.26 参照)	
2	総会議事録の写し (P27 参照) 又は議決調書 (P17.18 参照)	議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの ※議決調書の場合は総会資料も添付
3	承諾書（議決調書の場合は不要）(P19.20 参照)	新代表者の署名又は記名押印があるもの

●規約の変更

	提出書類	留意点
1	規約変更認可申請書 (P28.29 参照)	
2	告示事項変更届出書 (P25.26 参照)	
3	規約変更の内容及び理由を記載した書類	
4	新規約	
5	総会議事録の写し (P27 参照) 又は議決調書 (P30.31 参照)	議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの ※議決調書の場合は総会資料も添付

●事務所、区域、団体の目的の変更

	提出書類	留意点
1	規約変更認可申請書 (P28.29 参照)	規約変更も伴う場合必要
2	告示事項変更届出書 (P25.26 参照)	
3	規約変更の内容及び理由を記載した書類	規約変更も伴う場合必要
4	新規約	規約変更も伴う場合必要
5	総会議事録の写し (P27 参照)	議長及び議事録署名人の署名又は記名押印があるもの

●印鑑登録

	提出書類	留意点
1	認可地縁団体印鑑登録申請書 (P32 参照)	経緯
2	代表者個人の印鑑登録証明書 1通 (発行から 3 か月以内)	
3	委任状 (P33 参照)	代理人申請の場合のみ

年　　月　　日

東根市長　　あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名　称
所在地

代表者の氏名及び住所
氏　名
住　所

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

記入例

令和〇年 〇月 〇日

東根市長 あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○区自治会

所在地 東根市○○町一丁目 1 番 1 号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○ (署名又は記名押印)

住 所 東根市○○町二丁目 3 番 4 号

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

作成例

設立総会議事録

1. 日時：_____年_____月_____日 時_____分開会・ 時_____分閉会

2. 場所：○○公民館 会議室

3. 会員の出欠 総会員数_____人

出席者 _____人 (本人出席_____人、委任状出席_____人)
欠席者 _____人

規約第〇条のとおり、出席会員数が会則定数を満たし、総会が成立した。

4. 議案

第1号議案 認可地縁団体設立についての意思決定に関する事項

第2号議案 規約承認に関する事項

第3号議案 構成員（会員）に関する事項

第4号議案 代表者の決定に関する事項

第5号議案 保有予定資産に関する事項

5. 議長の選出

□□ □□氏が議長に選出された。

6. 議事録署名人の選任

議長より本日出席の◇◇ ◇◇氏、△△ △△氏の2名を議事録署名人として指名したところ、異議なく両名が選任された。

7. 議事の経過概要及びその結果

- ・第1号議案について、本団体設立に関して説明を行い、異議・質問なく、満場一致で承認可決された。
- ・第2号議案、第3号議案について、規約の説明を行い、異議・質問なく、満場一致で原案のとおり承認された。
- ・第4号議案について、自治会の代表者を○○ ○○氏とすることを承認した。
- ・第5号議案について、保有予定資産に関する説明を行い、異議・質問なく、満場一致で原案のとおり承認された。

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

年　　月　　日

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

(※署名又は記名・押印)

議 決 調 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく認可申請について、 年
月 日、 在において開催した
総会において、申請することで議決されたことを認める。

年 月 日
会

議 長
議事録署名人
議事録署名人

作成例

議 決 調 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく認可申請について、令和〇年〇月〇日、●●区公民館において開催した●●区自治会総会において、申請することで議決されたことを認める。

令和〇年〇月〇日

●●区自治会

議 長

議事録署名人

議事録署名人

↑各人の署名又は記名押印

議 決 調 書

年 月 日

会

議 長

議事録署名人

議事録署名人

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく認可申請に係る代表者として、

年 月 日、 において開催した

総会において、下記の者を代表者とすることで議決された
ことを認める。

記

代表者の氏名

代表者の住所

上記の議決について、代表者となることを承諾する。

住所

氏名

作成例

議 決 調 書

令和〇年〇月〇日

●●区自治会

議 長

議事録署名人

議事録署名人

↑各人の署名又は記名押印

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく認可申請に係る代表者として
令和〇年〇月〇日、●●区公民館において開催した●●区自治会総会において、下
記の者を代表者とすることで議決されたことを認める。

記

代表者の氏名 ○○ ○○

代表者の住所 東根市〇〇町二丁目 3 番 4 号

上記の議決について、代表者となることを承諾する。

住所 東根市〇〇町二丁目 3 番 4 号

氏名 ○○ ○○

↑代表者の署名又は記名押印

承 諾 書

私は、地方自治法第260条の2第2項の規定する地縁による団体の認可申請にあたり、
年 月 日開催の 総会の議決に従い、本件申請に関する会の代表者となることを承
諾いたします。

年 月 日

住所
氏名

記入例

承諾書

私は、地方自治法第260条の2第2項の規定する地縁による団体の認可申請にあたり、令和〇年〇月〇日開催の〇〇区自治会総会の議決に従い、本件申請に関する会の代表者となることを承諾いたします。

令和〇年〇月〇日

住所 東根市〇〇町二丁目3番4号

氏名 〇〇 〇〇 (署名又は記名押印)

保有資産目録

地縁による団体の名称

年　　月　　日現在

1 不動産

(1) 所有权を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積 (m ²)	所在地

イ 土地

地 目	面積 (m ²)	所在地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有权以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同生活を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

記入例

保有資産目録

地縁による団体の名称

年　　月　　日現在

1 不動産

(1) 所有权を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積 (m ²)	所在地
○○自治会集会所	○○.○	東根市中央○丁目△番 1 号

イ 土地

地 目	面積 (m ²)	所在地
宅地	○○.○	東根市中央□丁目△番 1 号

2 不動産に関する権利等

(1) 所有权以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同生活を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量
1 国債 八分利付国債 券面金額 20 万円 取得金額 22 万円

保有予定資産目録

地縁による団体の名称

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

記入例

保有予定資産目録

地縁による団体の名称

年　　月　　日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の 所在地
土地	令和〇年〇月〇日	△△ △△	東根市中央〇丁目△番1号

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土地	地上権	令和〇年〇月〇日

年 月 日

東根市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所
の所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日 年 月 日

3 変更の理由

記入例

令和〇年 〇月 〇日

東根市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所
の所在地

名 称 ○○区自治会
所在地 東根市○○町一丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○ (署名又は記名押印)
住 所 東根市○○町二丁目3番4号

告 示 事 項 變 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

- ・代表者の変更
- ・規約の変更 など

2 変更の年月日 令和〇年 〇月 〇日

3 変更の理由

- ・役員改選のため など

作成例

総会議事録

1. 日時：_____年_____月_____日 時_____分開会・ 時_____分閉会

2. 場所：○○公民館 会議室

3. 会員の出欠 総会員数_____人

出席者 _____人 (本人出席_____名、委任状出席_____名)

欠席者 _____人

規約第〇条のとおり、出席会員数が会則定数を満たし、総会が成立した。

4. 議案

第1号議案 ○○年度事業報告について

第2号議案 ○○年度決算報告について

第3号議案 □□年度役員選任について

第4号議案 □□年度事業計画（案）について

第5号議案 □□年度予算（案）について

第6号議案 規約の一部変更について（区域の変更について）

5. 議長の選出

規約第〇条により、□□ □□氏が議長に選出された。

6. 議事録署名人の選任

規約第〇条第×号の規定により、下記2名が議事録署名人として選任された。

◇◇ ◇◇氏、 △△ △△氏

7. 議事の経過概要及びその結果

・第1号、第2号議案について、異議・質問なく、満場一致で承認された。

・第3号議案について、○○ ○○氏が任期満了となるため、立候補及び推薦により新たに以下3名の役員が選任され、満場一致で承認された。

会長 ▲▲ ▲▲

副会長 □□ □□

会計 ◇◇◇ ◇◇

・第4号、第5号議案について、異議・質問なく、満場一致で承認された。

・第6号議案について、△△△を□□□に改める旨（別添新旧対照表を参照）、異議・質問無く原案どおり承認された。（会員数_____人のうち、賛成_____人、反対_____人）

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

年 月 日

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

(※署名又は記名・押印)

年 月 日

東根市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

記入例

年 月 日

東根市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる事務所の
所在地

名 称 ○○区自治会

所在地 東根市○○町一丁目 1番 1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○ (署名又は記名押印)

住 所 東根市○○町二丁目 3番 4号

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

議 決 調 書

地方自治法第 260 条の 3 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日、

において開催した において、規約の変更が議決されたことを認める。

年 月 日

自治会

議 長

議事録署名人

議事録署名人

記入例

議 決 調 書

地方自治法第 260 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和〇年〇月〇日、●●区公民館において開催した●●区自治会総会において、規約の変更が議決されたことを認める。

令和〇年〇月〇日

●●区自治会

議 長

議事録署名人

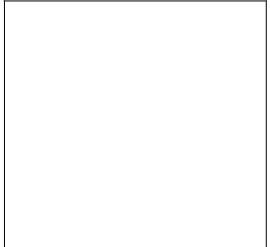
議事録署名人

↑各人の署名又は記名押印

認可地縁団体印鑑登録申請書

年　月　日

東根市長　あて

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名 称	
	認可地縁団体の 事務所の所在地	
	資 格	
	氏 名	(印)
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	

上記のとおり、認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 代表者等 住所 _____
 代理 人 氏名 _____

(備考)

- 1 この申請書は、代表者等が自ら手続してください。ただし、代理人によるときは、委任の旨を証する書類が必要です。
- 2 「資格」の欄には、代表者、職務代理人、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者の氏名の欄には、個人の印鑑を押印してください。この場合において、申請者が代表者等であるときは、備考4の印鑑登録証明書によって証明された印鑑を押印する必要があります。
- 4 登録しようとする認可地縁団体印鑑及び代表者等の個人印鑑の印鑑登録証明書を併せて提出してください。

委 任 状

(代理人) 住 所
氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、認可地縁団体印鑑登録に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
氏 名 